明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七三）　二
○令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一七四）　二
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（一七五）　二

〔省　令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七一）　二

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件（**国家公安委**一九）　三
○カメルーン共和国における第二次南西州における保健センター及び給水所の改修を通じた復興計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**外務**一七二）　三
○東ティモール民主共和国、サモア独立国、バヌアツ共和国及びパプアニューギニア独立国における気候に対して強靱な発展及びネット・ゼロに向けた太平洋地域におけるグリーントランスフォーメーション推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一七三）　三
○デジタルアーカイブを通じたシルクロード文化遺産保存計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七四）　三
○保健サーベイランス国立研究所建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七五）　三
○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七六）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**五六一～五六六）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**五六七～五七一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**五七二、五七三）　四
○筑後川下流用水総合対策事業に関する事業実施計画を認可した件（**同**五七四）　四
○道路に関する件（**東北地方整備局**五一～五四）　四
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一〇〇、一〇一）　四
○道路に関する件（**四国地方整備局**五五）　四

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更　七
会社その他
関係　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七三号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇二号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（内閣府本府）

1　令和四年九月一七日から同月二四日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和六年五月一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、当該予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務に関する予防接種法の規定は、五歳以上六五歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に二回受けたもの及びその者の保護者に対しては、心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者等及びこれらの者の保護者を除き、適用しないこととした。（附則第二条関係）

2　この政令は、令和五年五月八日から施行することとした。